

議案第 146 号

伊賀市斎苑条例の一部改正について

伊賀市斎苑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市斎苑条例の一部を改正する条例

伊賀市斎苑条例（平成 16 年伊賀市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

| 区分     |                            | 単位   | 使用料     |          |          |          |
|--------|----------------------------|--|---------|----------|----------|----------|
|        |                            |  | 市内      | 市外       | 定住自立圏域   |          |
| 火葬     | 遺体                         | 12 歳以上   | 1 体     | 12,600 円 | 63,000 円 | 37,800 円 |
|        |                            | 12 歳未満   | 1 体     | 10,500 円 | 52,500 円 | 31,500 円 |
|        |                            | 妊娠 4 月以上<br>の胎児                                    | 1 体     | 3,150 円  | 42,000 円 | 25,200 円 |
|        | 人体の一部及び胞<br>衣、産わい物、その<br>他 | 4kg まで   | 1,050 円 | 2,100 円  | 1,260 円  |          |
|        |                            | 4kg を 1kg 超え<br>るごとに（ただ<br>し、1kg 未満は、<br>1kg とする。） | 210 円   | 420 円    | 250 円    |          |
|        | 小動物                        | 1 個 収骨なし   | 4,200 円 | 21,000 円 | 12,600 円 |          |
|        |                            | 1 個 収骨あり   | 8,400 円 | 42,000 円 | 25,200 円 |          |
| 霊安室の使用 |                            | 1 日  | 2,100 円 | 10,500 円 | 6,300 円  |          |

## 備考

- 1 使用料の「市内」の区分は、遺体（妊娠4月以上の胎児を除く。）については死亡者が死亡時に伊賀市に住所を有していた場合に、妊娠4月以上の胎児についてはその父又は母のいずれかが伊賀市に住所を有する場合に、人体の一部及び胞衣、産わい物、その他（以下「人体の一部等」という。）及び小動物並びに霊安室の使用については使用者が伊賀市に住所を有する場合に適用する。
- 2 使用料の「定住自立圏域」の区分は、遺体（妊娠4月以上の胎児を除く。）については死亡者が死亡時に伊賀市と定住自立圏形成協定を締結している地方公共団体（以下「協定市町村」という。）に住所を有していた場合に、妊娠4月以上の胎児についてはその父又は母のいずれかが協定市町村に住所を有する場合に、人体の一部等及び小動物並びに霊安室の使用については使用者が協定市町村に住所を有する場合に適用する。
- 3 使用料の「市外」の区分は、「市内」及び「定住自立圏域」のいずれにも該当しない場合に適用する。
- 4 「1日」とは午前0時から午後12時までとし、1日未満は1日とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、伊賀市斎苑条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。